








## 浅間下地区地区計画

名 称	浅間下地区地区計画	
位 置	潮来町大字潮来字浅間下の一部	
面 積	約 11.9ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は潮来町の中心市街地に隣接し、潮来町における新たな地域交流拠点として、商業・レクリエーションなどの機能を有するにぎわいのある地区形成が求められている。</p> <p>そのため、水郷文化の再生と創出、交流機能の整備を目指し、隣接する中心市街地などとの連携を持った土地利用の誘導を図ると共に、あわせて、地区施設（道路）の整備を行うことにより、良好な環境を有する市街地の形成を図ることを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>【地域交流ゾーン】</p> <p>町道 2-24 号線沿道を中心として地域交流施設の立地を促進する土地利用を図る。</p> <p>【居住ゾーン】</p> <p>良好な住宅地としての環境整備を行うと共に、地域文化を創出するゾーンとして、一部非住居系機能の導入を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>既存の町道 2-24 号線を地区の自動車、歩行者の主軸として、幅員 13.5m で配置する。その他の区画道路については、幅員 6m 及び 8m で計画し、この道路を中心として、適切な街区を形成するように配置する。なお、地区施設の配置にあたっては、既存道路の活用を考慮すると共に土地利用計画との整合などを考慮して配置する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>地域交流ゾーンにおいては、居住環境を阻害しない範囲で商業店舗、観光交流施設等の立地を誘導するため、建築物等の用途の制限を行う。</p> <p>居住ゾーンにおいては、居住の場としての環境整備のため建築物等の高さの最高限度を制限しながら、一部においては地域文化創出のための小規模な非住居系施設の導入を想定する。</p>

		種類	名称	幅員(m)	延長(m)	備考
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	区画道路 1 号	13.5	510	町道 2-24 号線
			区画道路 2 号	8.0	510	
			区画道路 3 号	8.0	220	
			区画道路 4 号	6.0	200	
			区画道路 5 号	6.0	420	
			区画道路 6 号	6.0	100	
			区画道路 7 号	6.0	250	
			区画道路 8 号	6.0	90	
建築物等に関する事項	建築物に関する用途の制限	<p>地域交流ゾーン</p> <p>約 5.5ha</p> <p>次に掲げる建築物は建築してはならない。 パチンコ屋、射的場、勝馬 投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場</p>		<p>居住ゾーン</p> <p>約 6.4ha</p>		
	建築物等の高さの最高限度			12m		
	適用の除外	建築物等に関する事項のうち、本地区計画に係る都市計画決定時において現に存在する建築物等で、これらの規定に適合しないものを継続して使用する場合は適用を除外する。				

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

# 浅間下地区地区計画 計画図

凡 例	
	住居ゾーン
	地域交流ゾーン
	地区区分
	地区計画区域
	地区施設 (区画道路6m)
	地区施設 (区画道路8.0m)
	地区施設 (区画道路13.5m)

